

役員等の報酬に関する規定

社会福祉法人 恩 寵 園

社会福祉法人恩寵園 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 恩寵園（以下「法人」という。）の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程の役員等とは、法人の評議員・理事・監事及び相談役をいう。

(評議員会・理事会への出席報酬)

第3条 役員等が評議員会・理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事長の報酬)

第4条 理事長の報酬は月額150,000円とする。(年間総額1,800,000円)

2 報酬とは交通費を含むものとする。

(評議員・理事・相談役の報酬)

第5条 理事長が、理事会及びそれ以外の日において、法人業務及び法人が実施する第1種及び第2種社会福祉事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 役員等が評議員会・理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 相談役が評議員会・理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 報酬とは交通費を含むものとする。

5 交通費の実費が、2,000円を超える場合は、その差額実費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 報酬とは交通費を含むものとする。

3 交通費の実費が、2,000円を超える場合は、その差額実費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 理事長を除く役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(適用除外)

第8条 事業の職員を兼務する理事は、この規程は適用しない。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会・評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 9 月 18 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

名 称	報 酬 (1 人当たり)	年間総額 (1 人当たり)
評議員会・理事会 出席報酬等	12,000円	108,000円

別表 2 (第 5 条、6 条関係)

名 称	報 酬 (1 人当たり)	年間総額 (1 人当たり)
評議員・理事・監事 相談役	12,000円	36,000円

別表 3 (第 7 条関係)

名 称	報 酬 1 日	旅 費
報酬及び旅費	10,000円	実費相当